

盛岡広域振興局長告示第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

令和5年5月16日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1 工区に含まれる地域の名称 2 工区 紫波郡紫波町桜町字田頭66番13、125番1、126番1、127番1、128番1、129番2、130番2、131番1、138番2、143番、144番、145番及び146番並びにこれらの区域に介在する認定外道路及び水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市津志田中央二丁目8番31号 ミネルバ開発株式会社